



施策分野 III

安心して元気に暮らせる 地域の創出

< 施策 >

III - 1	地域福祉の推進	P 76
III - 2	健康づくり・元気づくりの推進	P 78
III - 3	高齢者福祉の推進	P 80
III - 4	障がい者福祉の推進	P 82
III - 5	人権の尊重・共生社会の実現	P 84

重点的な取組

① 持続可能な地域コミュニティの充実・強化

コミュニティ情報の提供や地域活動の機会創出、さらに住民の自発的な地域づくりへの参加意識の高揚を図ることで、活動を担う組織や人材の育成・強化につなげ、持続可能な地域コミュニティの実現をめざします。

② 健康づくり・元気づくりの推進

各種健康診査や食生活及び運動習慣の充実に取り組むとともに、元気づくり事業を通じて一人ひとりの健康寿命の延伸と生き生きと暮らせるまちづくりをめざします。

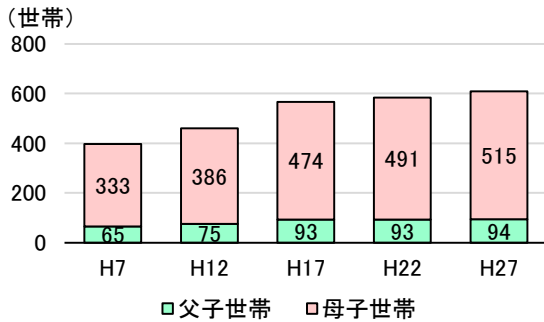
まちの現状



1

ひとり親世帯数は増加傾向で推移。特に母子世帯が増加。

■ひとり親世帯数の推移



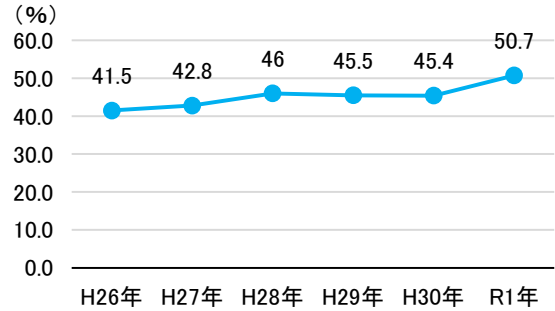
資料: 国勢調査

- ・ひとり親世帯数は、平成 27 年時点で母子世帯が 515 世帯、父子世帯が 94 世帯となっています。
- ・ひとり親世帯が地域で孤立しないよう、相談支援や自立促進にむけた取組が必要です。

2

特定健康診査※受診率は微増。

■特定健診受診率の推移



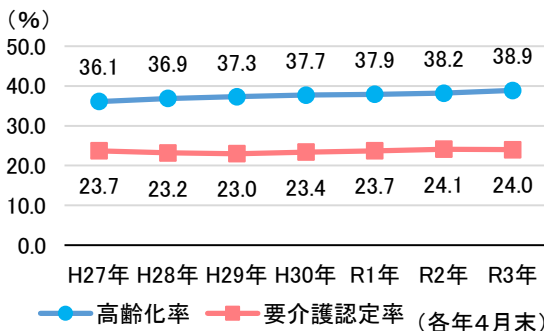
資料: 北広島町資料

- ・特定健康診査受診率は約5割となっています。
- ・特定健康診査の受診率向上のため、個人通知や未受診者の方への個別訪問など受診を促す取組をしています。

3

高齢化が進行。ひとり暮らし高齢者が増加。

■高齢化率と要介護認定率の推移



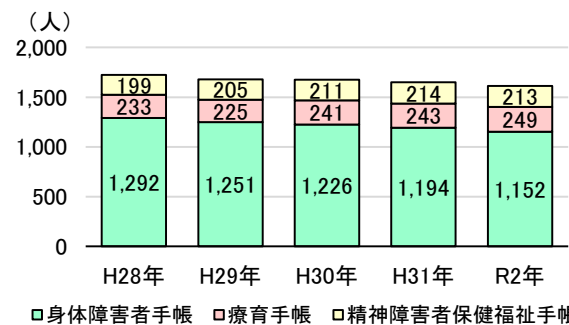
資料: 住民基本台帳及び外国人登録

- ・高齢化率は上昇を続け、38.9%となり、ひとり暮らし高齢者世帯も増加しています。孤立する高齢者の増加が懸念されます。
- ・要介護認定率は横ばいです。今後も介護予防※の取組の継続が必要です。

4

知的障がい者数が増加傾向。相談ニーズは多様化。

■障がい者手帳所持者数の推移



資料: 北広島町資料

- ・近年は身体障がい者数は減少傾向にある一方で、知的障がい者数は増加傾向にあり、精神障がい者数は横ばいで推移しています。
- ・発達障がいに関する相談等、相談内容は多様化しています。

地域福祉の推進

■ 施策の方向性 ■

子どもや高齢者、障がいのある人をはじめ、ひとり親家庭、生活困窮家庭等において、地域の様々な生活課題に対し、地域の相互理解による支え合い活動が活発に行われ、誰もが住み慣れた地域で安心した暮らしや積極的な社会参加ができる地域づくりを進めます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
第2期地域福祉計画の策定	—	策定完了

▼ 施策の展開 ▲

① 地域ぐるみで取り組む人にやさしいまちづくり



令和2年度に策定した地域福祉計画に基づき、人にやさしいまちを実現していくため、住民や福祉に関わる事業者、団体等が相互に協力し、地域ぐるみで福祉に取り組む協働のまちづくりを進めます。

< 主な事業 >

- 社会福祉協議会運営費補助事業
- 福祉委員（民生委員児童委員）活動事業
- 広報・啓発活動事業

②ひとり親家庭や生活困窮者等への支援



ひとり親家庭や寡婦及び生活困窮者に対する相談・指導や生活支援、自立の促進に取り組みます。

生活困窮者については、住み慣れた地域で自立し、生活していくことができるよう、関係機関と連携し包括的な支援体制づくりを進めます。

<主な事業>

○生活困窮者自立支援事業

○ひとり親自立支援員・相談員配置

健康づくり・元気づくりの推進

■ 施策の方向性 ■

妊婦・子ども・成人・高齢者等すべての町民が、健康で安心した生活を送れるよう、医療機関等地域の関係者と連携しながら生涯を通じた健康づくり・元気づくりに取り組みます。

その他、感染症の予防対策、持続可能な医療提供体制の整備を推進します。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
元気づくり推進事業における 元気リーダー実人数	490人（R2）	550人
元気づくり開催か所数	60か所（R2）	65か所
元気づくり延参加人数	25,882人（R2）	30,000人
がん検診受診率	11.8%（R2）	30.0%
町内の休日・夜間の救急医療機関数	3医療機関（R2）	3医療機関維持
12週以降の妊娠届出数（母子健康手帳の早期交付）	7.1%（R2）	0%

▼ 施策の展開 ▲

①健康寿命[※]の延伸に向けた元気づくりの推進.....



健康寿命の延伸と地域力の向上に向けて、元気づくり推進事業の取組を委託事業者と密に連携しながら継続します。併せて、保健師や栄養士等専門職のスキルアップを図り、特定保健指導等健診後のフォロー体制の充実及び受診勧奨に取り組みます。

< 主な事業 >

- 元気づくり推進事業
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
- 糖尿病性腎症重症化予防事業
- がん検診受診率向上事業
- 特定健診受診率向上事業

②地域医療体制の整備・充実



住民が適切な医療サービスを受けられるよう、医師会と連携しながら、感染防止対策、医療介護従事者の確保、医療提供体制の維持等について、関係者で情報共有と協議を行いながら取り組みます。

<主な事業>

- 医療従事者確保事業
- 休日・夜間の救急医療の確保・充実
- 在宅医療・介護連携推進事業

③妊娠期からの切れ目ない支援の推進



子どもが健やかに育つための生活習慣の確立と虐待予防・育児不安の軽減のため、家庭訪問・健診・相談事業を継続します。併せて、子どもの感染症予防のための予防接種事業や、経済的負担の軽減のため不妊治療費助成等を充実することで、妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援をめざします。

<主な事業>

- 子育て世代包括支援センター事業「ネウボラ」（再掲）
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 不妊治療費助成事業
- 妊産婦健康診査費助成事業
- 予防接種事業
- 児童虐待防止対策事業
- 発達障害者家族支援事業

高齢者福祉の推進

■ 施策の方向性 ■

住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、地域包括ケア*体制の推進・充実を図ることが必要です。そのために、健康づくり・閉じこもり予防・認知症予防について、医療や保健・介護・福祉の関係者と連携しながら取り組んでいきます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
認知症サポーター数	延 5,634 人（R2）	延 7,500 人
地域包括ケア推進のための 在宅医療・介護推進会議回数	1 回（R2）	2 回
ケアプラン点検件数	20 件（R2）	30 件

▼ 施策の展開 ▲

① 社会参加・生きがい活動の促進



高齢者が社会を支える重要な一員として、長年培ってきた知識や経験、技能等多様な能力を発揮することで、生きがいを感じ、地域の様々な場に参画することを促進します。

< 主な事業 >

○シルバー人材センター運営事業

② 介護予防の推進



高齢者が健康で住み慣れた地域で暮らし、長寿を喜べるまちとしていくため、保健・医療・介護の連携による介護予防施策の展開及び介護予防の普及啓発ときめ細かいサービスの提供に取り組めます。

< 主な事業 >

○介護予防・日常生活支援総合事業

○介護予防普及啓発事業

③在宅介護支援及び介護サービス提供体制の充実 ..



高齢者やその家族が安心して心豊かに暮らせるよう、医療・保健・介護・福祉等の多職種が連携し介護サービス施策を展開するとともに、総合的な相談体制や高齢者等を支える地域のネットワークを構築し、家族介護の支援や高齢者の生活支援に取り組みます。

また、介護サービスを必要とする利用者を適切に認定するとともに、利用者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう、適正化の取組を推進します。

<主な事業>

- あんしん電話設置事業
- 在宅福祉支援事業（介護用品支給事業、在宅寝たきり老人等介護手当支給事業）
- 介護給付の適正化
- 生活支援体制整備事業
- 在宅医療・介護連携推進事業（再掲）

④認知症高齢者施策の充実



認知症の正しい知識の普及及び認知症の予防とともに、認知症高齢者及びその家族が安心して地域で生活できる施策を展開します。

また、適切な介護のあり方等に関する知識の普及啓発を行い、認知症に対する理解を深め、地域で見守り、支え合う意識を高めます。

<主な事業>

- 認知症サポーター養成講座事業
- 認知症カフェ支援事業

⑤高齢者の権利擁護*とサービスの質の確保 ...



地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者に対する虐待の防止や早期発見等高齢者の権利擁護に取り組みます。また、成年後見制度の利用促進については、適切な支援が行えるよう中核機関を設置します。

<主な事業>

- 高齢者虐待防止事業
- 成年後見制度利用支援事業

障がい者福祉の推進

■ 施策の方向性 ■

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、保健・医療や保育・教育、就労、生活支援等の様々な生活基盤の充実が必要です。総合的かつ専門的な相談体制づくりや障がいを持つ子どもを支援する体制づくりを進め、障がいのある人の就労や社会参加を支援する施策を展開します。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
福祉施設からの一般就労への移行者数	2人（R2）	4人

▼ 施策の展開 ▲

① 自立した暮らしの支援



障がいのある人一人ひとりが、自立しながら住み慣れた地域で安心して暮らせるための情報を発信するとともに、サービス利用へつながる相談体制の充実及び、様々なライフステージに応じた保健、医療、福祉サービスの充実、権利擁護サービスや各種制度に基づく経済的支援に取り組みます。また、障がいの有無に関わらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会の実現に向け、広報・啓発活動を推進します。

< 主な事業 >

- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業（再掲）
- 障がい福祉事業
- 広報・啓発事業
- 自立支援給付事業
- 地域生活支援事業

②就労・地域活動の支援



障がいのある人が地域と交流し、自立して社会参加をしながら生活の安定を図るため、就労支援を行い、雇用を促進します。

また、スポーツやレクリエーション等の活動機会の場を提供し、社会参加を促進します。

<主な事業>

○スポーツ・レクリエーション教室等開催事業

○点字・声の広報等発行事業

人権の尊重・共生社会の実現

■ 施策の方向性 ■

町の人権教育・啓発指針に基づく、相談窓口をはじめとした体制整備を行うほか、実施計画となる人権教育・啓発推進プランに基づき、より計画的に人権教育・啓発活動を展開します。

また、「北広島町男女共同参画プラン」に基づき、男女が共に社会の中で活躍できる町をめざし、講演会やワークショップの実施等の広報・啓発活動や、多様な働き方に対する支援や再チャレンジ支援等の充実に取り組みます。

▼ 成果指標 ▲

指標	基準値（年度）	目標値（R8年度）
政策・方針決定過程への女性の参画割合	29.6%（R2）	33.0%
男女共同参画セミナー参加率（全町民あたり）	0.0%（R2）	3.0%
人権教育・啓発推進プラン（第2次）の策定	—	策定完了

▼ 施策の展開 ▲

① 人権教育・啓発の推進と相談体制の充実



すべての人々が尊重され、心豊かで文化的な地域社会を実現するため、住民誰もが人権尊重の理念について理解を深め、互いに認め合い、共に生き、人が輝くまちづくりをめざして、人権教育・啓発を推進するとともに、人権相談に的確に対応するための体制を強化します。

< 主な事業 >

- 北広島町人権教育・啓発推進プランの推進
- 地域・企業等で実施する人権学習への支援
- 講演会等の開催や人権啓発に関する冊子や資料の貸出等による啓発活動の充実
- 人権に関する相談体制の整備・充実
- 関係機関との連携事業

②男女共同参画の推進



男女が共に社会の中で活躍できるまちづくりに向けて、住民や関係団体等と連携し、広報・啓発活動の充実とともに地域ぐるみで取り組む推進体制づくりを進めます。

また、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力を存分に発揮できるように、条件整備に取り組みます。

<主な事業>

- 北広島町男女共同参画プラン（第4次）策定事業
- 男女共同参画セミナー事業（町内巡回型）

③誰もが安心して暮らせるまちづくり



男女共同参画社会への理解を深め、性犯罪・性暴力・配偶者等からの暴力・ストーカー行為・職場におけるハラスメントなど男女間のあらゆる暴力の根絶等に取り組みます。

性的多様性（LGBTQ*（エルジービーティーキュー））に起因する偏見や差別を解消するため、性的指向と性自認についての固定観念を解消し、多様な暮らし方の理解に向けて取り組みます。

<主な事業>

- 女性の人権問題相談体制整備・充実事業

④多文化共生*社会の構築・実現



外国からの移住者や労働者として生活する外国人にとっても暮らしやすいまちとなるよう、日本語などの学習支援や生活情報等の多言語化を進めるとともに、住民の異文化への理解、地域の人とも連携し国籍などが異なる人々をつなげるための交流の機会創出に取り組みます。

<主な事業>

- 地域日本語教室の開催
- 外国人住民への情報発信
- 外国人相談窓口の整備